

平成29年 2 月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

平成29年 2 月定例教育委員会提出案件

(平成29年2月17日提出)

(議案事項)

議第 3 号	平成28年度3月補正予算(第5号)について	P 1
議第 4 号	平成29年度当初予算について	P 25
議第 5 号	中津市立学校管理規則の一部改正について	P 31
議第 6 号	中津市児童生徒就学援助規則の一部改正について	P 35
議第 7 号	中津市教育振興基本計画の一部改訂について	P 45
議第 8 号	中津市指定文化財の指定の諮問について	P 47

(報告事項)

報 告	中津市教育委員会教育長学校表彰について	P 55
-----	---------------------	------

平成28年度3月補正予算(第5号)について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成29年2月17日提出

中津市教育委員会

教育委員長 島田 由起

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 10,367,304	千円 335,168	千円 10,702,472
	1 市民税	4,287,318	246,000	4,533,318
	2 固定資産税	4,555,378	58,834	4,614,212
	3 軽自動車税	242,098	11,000	253,098
	4 市たばこ税	675,224	20,000	695,224
	6 都市計画税	600,430	△666	599,764
3 利子割交付金		7,500	1,771	9,271
	1 利子割交付金	7,500	1,771	9,271
4 配当割交付金		40,268	△6,192	34,076
	1 配当割交付金	40,268	△6,192	34,076
5 株式等譲渡所得割交付金		30,963	△13,633	17,330
	1 株式等譲渡所得割交付金	30,963	△13,633	17,330
6 地方消費税交付金		1,611,955	△111,727	1,500,228
	1 地方消費税交付金	1,611,955	△111,727	1,500,228
7 ゴルフ場利用税交付金		8,070	△1,462	6,608
	1 ゴルフ場利用税交付金	8,070	△1,462	6,608
8 自動車取得税交付金		33,517	9,161	42,678
	1 自動車取得税交付金	33,517	9,161	42,678

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		千円 46,659	千円 4,877	千円 51,536
	1 地方特例交付金	46,659	4,877	51,536
12 分担金及び負担金		427,652	△1,450	426,202
	1 分担金	6,355	△1,450	4,905
13 使用料及び手数料		706,253	△5,645	700,608
	1 使用料	618,028	△4,554	613,474
	2 手数料	88,225	△1,091	87,134
14 国庫支出金		7,276,885	△70,325	7,206,560
	1 国庫負担金	4,805,670	20,470	4,826,140
	2 国庫補助金	2,444,902	△90,795	2,354,107
15 県支出金		3,458,743	△143,151	3,315,592
	1 県負担金	1,732,963	1,292	1,734,255
	2 県補助金	1,532,007	△135,112	1,396,895
	3 委託金	193,773	△9,331	184,442
16 財産収入		61,484	△1,089	60,395
	1 財産運用収入	52,405	△2,184	50,221
	2 財産売払収入	9,079	1,095	10,174
17 寄附金		79,982	20,809	100,791
	1 寄附金	79,982	20,809	100,791

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		千円 1,548,707	千円 △707,314	千円 841,393
	1 基金繰入金	1,528,902	△707,314	821,588
20 諸収入		457,970	△48,495	409,475
	2 市預金利子	1,712	△615	1,097
	3 貸付金元利収入	62,224	△15,000	47,224
	4 受託事業収入	22,683	△6,519	16,164
	5 雑入	361,847	△26,361	335,486
21 市債		4,984,208	△148,300	4,835,908
	1 市債	4,984,208	△148,300	4,835,908
歳	入	合	計	
		43,767,514	△886,997	42,880,517

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 289,377	千円 △200	千円 289,177
	1 議会費	289,377	△200	289,177
2 総務費		4,114,731	△22,315	4,092,416
	1 総務管理費	3,351,810	△9,847	3,341,963
	2 徴税费	432,714	△3,236	429,478
	3 戸籍住民基本台帳費	220,453	0	220,453
	4 選挙費	72,553	△9,164	63,389
	5 統計調査費	8,289	△68	8,221
3 民生費		16,990,616	△280,059	16,710,557
	1 社会福祉費	8,071,657	△81,900	7,989,757
	2 児童福祉費	6,685,113	△216,876	6,468,237
	3 生活保護費	2,233,583	18,717	2,252,300
4 衛生費		2,889,381	△27,452	2,861,929
	1 保健衛生費	1,779,149	16,240	1,795,389
	2 清掃費	1,110,232	△43,692	1,066,540
5 労働費		29,195	△42	29,153
	1 労働諸費	29,195	△42	29,153
6 農林水産業費		2,203,695	△122,321	2,081,374
	1 農業費	1,687,313	△56,487	1,630,826

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 林業費	357,821	△36,646	321,175
	3 水産業費	158,561	△29,188	129,373
7 商工費		681,925	△21,144	660,781
	1 商工費	681,925	△21,144	660,781
8 土木費		4,785,827	△198,514	4,587,313
	1 土木管理費	296,790	△69,203	227,587
	2 道路橋りょう費	2,067,032	△1,926	2,065,106
	3 河川費	139,575	△11,539	128,036
	4 港湾費	21,076	△2,450	18,626
	5 都市計画費	1,843,445	△12,360	1,831,085
	6 住宅費	417,909	△101,036	316,873
9 消防費		1,217,545	△41,396	1,176,149
	1 消防費	1,217,545	△41,396	1,176,149
10 教育費		4,637,306	△140,194	4,497,112
	1 教育総務費	720,388	△17,724	702,664
	2 小学校費	1,494,990	△5,683	1,489,307
	3 中学校費	319,575	△10,464	309,111
	4 幼稚園費	272,867	△10,998	261,869
	5 社会教育費	1,002,028	△43,638	958,390

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	6 保健体育費	827,458	△51,687	775,771
11 災害復旧費		121,846	△30,343	91,503
	1 農林水産施設災害復旧費	99,937	△26,843	73,094
	2 公共土木施設災害復旧費	21,909	△3,500	18,409
12 公債費		5,606,068	△3,017	5,603,051
	1 公債費	5,606,068	△3,017	5,603,051
歳	出	合	計	
		43,767,514	△886,997	42,880,517

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	本耶馬溪支所庁舎整備事業費	10,914
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業費	7,801
民生費	社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費	4,100
民生費	社会福祉費	三保文化センター整備事業費	21,274
民生費	児童福祉費	保育所等整備事業費	14,543
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務事業費（水道庶務課）	28,900
農林水産業費	農業費	なかつ6次産業創生事業費	76,228
農林水産業費	農業費	畜産収益力強化支援事業費	37,904
農林水産業費	農業費	農道整備事業費（清掃第二課関連）	2,600
農林水産業費	農業費	農道整備事業費（臨港道路関連）	2,400
農林水産業費	農業費	農地耕作条件改善事業費	1,500
農林水産業費	農業費	農業基盤整備促進事業費	16,578
商工費	商工費	青の洞門・羅漢寺整備事業費	5,000
商工費	商工費	西谷農村公園施設整備事業費	22,620
商工費	商工費	馬溪橋周辺観光振興事業費	31,563
土木費	道路橋りょう費	北原稲男線道路改良事業費	3,000
土木費	道路橋りょう費	諸田定留線道路改良事業費	8,600
土木費	道路橋りょう費	上如水中原線外3線歩道整備事業費	5,000
土木費	道路橋りょう費	開発に伴う道路整備事業費	5,995
土木費	道路橋りょう費	鍋島桜洲橋県道線（3工区）道路改良事業費	2,100
土木費	道路橋りょう費	蛸瀬715号線道路改良事業費	8,020
土木費	道路橋りょう費	北原長久寺線道路改良事業費	8,500
土木費	道路橋りょう費	通学児童の安全確保に主眼を置いた道路整備事業費	7,678

款	項	事業名	金額
土木費	道路橋りょう費	奥江線道路改良舗装事業費	6,440
土木費	都市計画費	片端町通り線外6線道路改良事業費	3,000
土木費	住宅費	住宅整備事業費	2,938
教育費	中学校費	中学校整備事業費	10,000
教育費	幼稚園費	北部幼稚園改築事業費	9,903
教育費	社会教育費	小幡記念図書館整備事業費	7,400
教育費	社会教育費	日本遺産推進事業費	2,415
教育費	社会教育費	長者屋敷官衙遺跡整備事業費	2,679
教育費	社会教育費	名勝耶馬溪整備活用事業費	421
教育費	社会教育費	生涯学習センター整備事業費	2,500
災害復旧費	農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（三光支所）	2,020
災害復旧費	農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（耶馬溪支所）	2,000
災害復旧費	農林水産施設災害復旧費	林業用施設災害復旧事業費	12,350

2. 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
民生費	社会福祉費	山国社会福祉センター(仮称)整備事業費	88,397	山国社会福祉センター(仮称)整備事業費	126,455
民生費	児童福祉費	認定こども園整備事業費	43,188	認定こども園整備事業費	213,171
土木費	道路橋りょう費	長尾野線道路改良事業費	2,500	長尾野線道路改良事業費	4,595
土木費	都市計画費	龍谷高校西通り線道路改良事業費	10,000	龍谷高校西通り線道路改良事業費	46,080
土木費	都市計画費	永添運動公園整備事業費	60,000	永添運動公園整備事業費	175,946
教育費	小学校費	鶴居小学校校舎新增築事業費	12,000	鶴居小学校校舎新增築事業費	19,500

第4表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
営農飲雑用水整備事業	2,000	証書借入 又は 証券発行 (政府資金 大分県 銀所の 他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後 の利率)	政府資金及び大分県については、そ の融資条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができる。

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
バス運行事業	91,500	証書借入 又は 証券発行 (政府資金 大分県 銀所の 他)	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金 及び大分 県につい ては、そ の融資条 件により、 銀行その 他の場合 にはその 債権者と 協定する ものによ る。た だし、市 財政の都 合により 据置期間 及び償還 期限を短 縮し、又 は繰上償 還もしくは 低利に借 換えする ことが できる。	82,000	補正前に同じ		
児童福祉施設整備事業	8,600				14,100			
児童館整備事業(都市再生整備計画事業)	21,600				15,100			
林道整備事業	10,000				7,700			
道路橋りょう新設改良事業	333,100				325,400			
社会資本整備事業	424,100				422,900			
道路整備事業(都市再生整備計画事業)	76,000				63,000			
街路事業県工事負担金	5,200				3,300			
街路事業	82,100				81,300			
常備消防施設整備事業	95,300				78,500			
非常備消防施設整備事業	80,700				59,100			
鶴居小学校校舎新增築事業	144,300				119,100			
新歴史民俗資料館(仮称)新設事業(都市再生整備計画事業)	138,800				118,600			
和田コミュニティーセンター(仮称)建設事業	2,300				2,100			
農地及び農業用施設災害復旧事業	6,200				4,800			
林業用施設災害復旧事業	15,500				2,700			
河川堤防災害復旧事業	3,200	900						

3. 廃止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
6次産業創生事業	6,000	証書借入 又券発行 (政府資金 大分県の その他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後 の利率)	政府資金及び大分県については、そ の融資条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができる。
耕畜連携補助事業	4,000			
日本遺産推進事業	2,400			

(款) 14 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

(単位: 千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	国庫負担金	4,805,670	20,470	4,826,140
1	民生費国庫負担金	4,736,989	△5,632	4,731,357
3	教育費国庫負担金	65,366	26,102	91,468
2	国庫補助金	2,444,902	△90,795	2,354,107
1	総務費国庫補助金	26,882	1,625	28,507
2	民生費国庫補助金	1,007,766	△60,613	947,153
3	衛生費国庫補助金	27,316	△1,380	25,936
4	農林水産業費国庫補助金	20,000	△20,000	0
5	土木費国庫補助金	1,087,091	△28,069	1,059,022
6	教育費国庫補助金	270,461	17,642	288,103

節		説 明		
区 分	金 額			
1	17,589	特別障害者手当等給付費負担金 国民健康保険基盤安定負担金(保険者支援分) 介護給付・訓練等給付費負担金	△1,200 △1,356 20,145	
2	△23,221	児童入所施設措置費等国庫負担金 児童扶養手当負担金 児童手当負担金	△5,378 △2,048 △15,795	
1	26,102	小学校費負担金	26,102	
2	1,625	戸籍住民基本台帳費補助金	1,625	
1	2,347	障害者地域生活支援事業費補助金 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	△817 4,100 △936	
2	△17,677	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 保育所等整備交付金 子ども・子育て支援交付金	△2,360 △11,342 △3,975	
4	△45,283	臨時福祉給付金補助金	△45,283	
1	△1,380	保健衛生費補助金	循環型社会形成推進交付金(浄化槽) がん検診推進事業補助金	△680 △700
1	△20,000	水産業費補助金	水産物供給基盤機能保全事業補助金	△20,000
3	△28,069	住宅費補助金	防災・安全交付金	△28,069
1	19,246	小学校費補助金	特別支援教育就学奨励費補助金 要保護児童生徒援助費補助金 学校施設環境改善交付金	△282 △116 19,644
2	△687	中学校費補助金	要保護児童生徒援助費補助金 特別支援教育就学奨励費補助金	△419 △268
3	347	幼稚園費補助金	幼稚園就園奨励費補助金(私立) 学校施設環境改善交付金	△325 672
4	△685	社会教育費補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金	△685
5	△579	保健体育費補助金	特別支援教育就学奨励費補助金	△579

(款) 15 県支出金
(項) 2 県補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
	5	商工費県補助金	7,059	△358	6,701
	6	土木費県補助金	34,248	△19,468	14,780
	7	教育費県補助金	22,388	△110	22,278
	10	災害復旧費県補助金	35,362	△16,315	19,047
	3	委託金	193,773	△9,331	184,442
	1	総務費委託金	172,320	△9,331	162,989
16		財産収入	61,484	△1,089	60,395

節		説明	
区分	金額		
		経営所得安定対策直接支払推進事業補助金	△430
		次世代を担う園芸産地整備事業補助金	△1,630
		集落営農経営発展支援事業補助金	△860
		人・農地問題解決加速化支援事業補助金	△846
		新農業人材確保・経営継承対策事業補助金	△2,250
		機構集積協力金事業補助金	△679
		農地集積・集約化対策事業費補助金	1,421
		農地担い手交付金事業補助金	△674
		畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金	37,904
		大分県地域活力づくり活動支援事業補助金	△5,184
		産地育成対策事業費補助金	△133
		産地パワーアップ事業費補助金	△43,240
		担い手確保・経営強化支援事業費補助金	△9,628
2	林業費補助金	△10,172	
		低コスト簡易作業路緊急整備事業補助金	△1,640
		生産基盤整備対策事業補助金	△1,451
		大分県鳥獣被害防止総合対策補助金(捕獲支援事業)	5,806
		森林病虫害等防除事業補助金	△114
		大分県有害鳥獣被害対策関係事業補助金(防護柵設置事業)	△7,323
		流木被害森林緊急整備事業補助金	△5,000
		名樹とのふれあい事業補助金	△450
3	水産業費補助金	19,024	
		地域活動支援事業補助金	△16
		水産物供給基盤機能保全事業補助金	19,040
1	商工費補助金	△358	
		大分県がんばる商店街総合支援事業費補助金	△110
		消費者行政市町村交付金	△248
1	土木管理費補助金	△15,557	
		要緊急安全確認大規模建築物耐震改修補助金	△15,557
2	住宅費補助金	△1,211	
		木造住宅耐震化促進事業費補助金	△874
		高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業補助金	△337
3	河川費補助金	△2,700	
		市町村営急傾斜地崩壊対策事業補助金	△2,700
1	社会教育費補助金	△110	
		大分県文化財保存事業費補助金	△110
1	林業用施設災害復旧費補助金	△16,315	
		林道災害復旧事業費等補助金	△16,315
3	選挙費委託金	△9,262	
		参議院議員選挙費委託金	△7,637
		参議院議員選挙臨時啓発費委託金	△75
		海区漁業調整委員会委員選挙費委託金	△1,550
4	統計調査費委託金	△69	
		工業統計調査委託金	1
		平成28年経済センサス活動調査委託金	△70

(款) 16 財産収入
(項) 1 財産運用収入

(単位: 千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	財産運用収入	52,405	△2,184	50,221
	2 利子及び配当金	26,049	△2,184	23,865
2	財産売払収入	9,079	1,095	10,174
	1 不動産売払収入	9,077	1,095	10,172
17	寄附金	79,982	20,809	100,791
	1 寄附金	79,982	20,809	100,791
	1 一般寄附金	1	5,521	5,522
	2 ふるさとなかつ応援寄附金	75,000	15,000	90,000
	4 民生費寄附金	1	100	101
	5 教育費寄附金	1,450	188	1,638
18	繰入金	1,548,707	△707,314	841,393
	1 基金繰入金	1,528,902	△707,314	821,588

節		説 明	
区 分	金 額		
4 財政調整基金 利子収入	197	財政調整基金利子収入	197
5 減債基金利子 収入	91	減債基金利子収入	91
13 拠点基金利子 収入	△788	拠点基金利子収入	△788
14 耶馬の森林活 性化基金利子 収入	7	耶馬の森林活性化基金利子収入	7
15 地域振興基金 利子収入	△1,920	地域振興基金利子収入	△1,920
17 ふるさとなか つ応援基金利 子収入	21	ふるさとなかつ応援基金利子収入	21
19 地域雇用創出 推進基金利子 収入	208	地域雇用創出推進基金利子収入	208
1 土地売払収入	1,095	市有地売払収入	1,095
1 一般寄附金	5,521	一般寄附金	5,521
1 ふるさとなか つ応援寄附金	15,000	ふるさとなかつ応援寄附金	15,000
3 児童福祉費寄 附金	100	児童福祉指定寄附金	100
1 社会教育費寄 附金	88	図書及び図書館備品指定寄附金	88
2 小学校費寄附 金	100	小学校図書指定寄附金	100

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
	1	財政調整基金繰入金	656,213	△352,805	303,408
	6	ふるさとなかつ応援基金繰入金	70,621	21	70,642
	7	地域振興基金繰入金	208,376	△201,920	6,456
	8	拠点基金繰入金	3,026	△788	2,238
	13	地域雇用創出推進基金繰入金	80,266	△50,958	29,308
	14	職員退職手当基金繰入金	100,000	△100,000	0
	15	子育て支援基金繰入金	1,971	△864	1,107
20		諸収入	457,970	△48,495	409,475
	2	市預金利子	1,712	△615	1,097
	1	市預金利子	1,712	△615	1,097
	3	貸付金元利収入	62,224	△15,000	47,224
	3	商工費貸付金元利収入	35,007	△15,000	20,007
	4	受託事業収入	22,683	△6,519	16,164
	3	教育費受託事業収入	22,422	△6,519	15,903
	5	雑入	361,847	△26,361	335,486
	3	雑入	361,826	△26,361	335,465

節		説明	
区分	金額		
1 財政調整基金繰入金	△352,805	財政調整基金繰入金	△352,805
1 ふるさとなかつ応援基金繰入金	21	ふるさとなかつ応援基金繰入金	21
1 地域振興基金繰入金	△201,920	地域振興基金繰入金	△201,920
1 拠点基金繰入金	△788	拠点基金繰入金	△788
1 地域雇用創出推進基金繰入金	△50,958	地域雇用創出推進基金繰入金	△50,958
1 職員退職手当基金繰入金	△100,000	職員退職手当基金繰入金	△100,000
1 子育て支援基金繰入金	△864	子育て支援基金繰入金	△864
1 市預金利子	△615	市預金利子	△615
2 創業資金貸付金元利収入	△15,000	元金	△15,000
1 遺跡調査業務受託事業収入	△6,519	遺跡調査業務受託事業収入 公共事業遺跡調査業務受託事業収入	△6,130 △389
9 雑入	△26,361	廃ペットボトル売払収入 廃品金属等売払収入 オータムジャンボ宝くじ交付金 農業農村振興公社業務委託金 深耶馬温泉館物品販売収入 市有林造林事業補助金精算金 市報等広告料収入 滞納処分費 中津市民病院休日夜間小児科診療業務支援事業費負担金 後期高齢者医療制度特別対策補助金 農地中間管理事業業務委託金 市町村振興協会助成金	△2,943 △7,594 399 40 △600 △2,187 1,881 △440 △1,913 1,967 △281 1,341

(一般会計)

(款) 20 諸収入
(項) 5 雑入

(単位: 千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
21		市債	4,984,208	△148,300	4,835,908
	1	市債	4,984,208	△148,300	4,835,908
	1	総務債	260,800	△9,500	251,300
	2	民生債	966,200	△1,000	965,200
	4	農林水産業債	56,600	△10,300	46,300
	6	土木債	1,108,700	△24,600	1,084,100
	7	消防債	176,000	△38,400	137,600
	8	教育債	989,400	△48,000	941,400
	10	災害復旧債	24,900	△16,500	8,400

節		説 明	
区 分	金 額		
		地域再生可能エネルギー発電システム等導入促進対策事業補助金	△4,800
		地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業補助金	△12,500
		熊本地震被災地支援ドリームジャンボ等宝くじ交付金	363
		消防広域応援交付金	326
		施設型給付費等事業費補助金(過年度分)	228
		国保基盤安定負担金精算返還金(過年度分)	342
		大分県未熟児養育医療費県負担金(過年度分)	10
1	総務管理債	△9,500	バス運行事業債
			△9,500
2	児童福祉債	△1,000	児童福祉施設整備事業債
			5,500
			児童館整備事業債(都市再生整備計画事業)
			△6,500
1	農業債	△8,000	営農飲雑用水整備事業債
			2,000
			6次産業創生事業債
			△6,000
			耕畜連携補助事業債
			△4,000
2	林業債	△2,300	林道整備事業債
			△2,300
1	道路橋りょう債	△8,900	道路橋りょう新設改良事業債
			△7,700
			社会資本整備事業債
			△1,200
3	都市計画債	△15,700	道路整備事業債(都市再生整備計画事業)
			△13,000
			街路事業県工事負担金債
			△1,900
			街路事業債
			△800
1	消防債	△38,400	常備消防施設整備事業債
			△16,800
			非常備消防施設整備事業債
			△21,600
1	小学校債	△25,200	鶴居小学校校舎新增築事業債
			△25,200
4	社会教育債	△22,800	新歴史民俗資料館(仮称)新設事業債(都市再生整備計画事業)
			△20,200
			日本遺産推進事業債
			△2,400
			和田コミュニティーセンター(仮称)建設事業債
			△200
1	農林水産施設災害復旧債	△14,200	農地及び農業用施設災害復旧事業債
			△1,400
			林業用施設災害復旧事業債
			△12,800
2	公共土木施設災害復旧債	△2,300	河川堤防災害復旧事業債
			△2,300

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10		教育費	4,637,306	△140,194	4,497,112	44,508	△48,000	△120,572	△16,130
	1	教育総務費	720,388	△17,724	702,664				△17,724
	2	事務局費	451,552	△9,400	442,152				△9,400
	3	教育振興費	260,469	△8,324	252,145				△8,324

節		説 明
区 分	金 額	
3	職員手当等	△2,088
4	共済費	△4,396
7	賃金	△2,916
13	委託料	△8,324
		001 職員給与費 △2,088
		3 職員手当等 △2,088
		(一般職退職手当) (△24,925)
		(一般職退職手当(定年前早期)) (22,837)
		003 事務局事業費 △7,312
		4 共済費 △4,396
		(雇用保険料) (△2,396)
		(厚生年金保険料) (△2,000)
		7 賃金 △2,916
		(臨時職員賃金) (△2,916)
		001 教育振興事業費 △8,324
		13 委託料 △8,324
		(スクールバス運転業務委託料)

(一般会計)

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特 定 財 源			
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
10		教育費	4,637,306	△140,194	4,497,112	44,508	△48,000	△120,572	△16,130
	2	小学校費	1,494,990	△5,683	1,489,307	45,348	△25,200	△3,944	△21,887
		1 学校管理費	305,572	△3,322	302,250			△3,944 寄附金 100 繰入金 △4,044	622
		2 教育振興費	141,355	1,774	143,129	△398 国庫支出金			2,172
		3 学校建設費	1,048,063	△4,135	1,043,928	45,746 国庫支出金	△25,200 市債		△24,681

節		説 明		
区 分	金 額			
11	需用費	△250	001 小学校管理事業費 11 需用費	△3,322 △250
15	工事請負費	△3,072	(消耗品費) (燃料費) (修繕料) 15 工事請負費 (施設改修工事)	(100) (△200) (△150) △3,072
18	備品購入費	△110	002 教育振興事業費 18 備品購入費	△110 △110
20	扶助費	1,884	(プリンター) 003 就学援助奨励事業費 20 扶助費	(△110) 1,884 1,884
			(要・準要保護児童援助費) (特別支援教育就学奨励費)	(2,357) (△473)
13	委託料	△4,135	022 鶴居小学校校舎新增築事業費 13 委託料	△4,135 △4,135
			(工事管理委託料)	

(一般会計)

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	
10		教育費	4,637,306	△140,194	4,497,112	44,508	△48,000	△120,572	△16,130
	3	中学校費	319,575	△10,464	309,111	△687		△12,869	3,092
		1 学校管理費	217,952	△1,960	215,992			△12,869 繰入金	10,909
		2 教育振興費	101,623	△8,504	93,119	△687 国庫支出金			△7,817

節		説明	
区分	金額		
11	需用費	△1,960	001 中学校管理事業費 11 需用費 (光熱水費) △1,960 △1,960 (△1,960)
20	扶助費	△8,504	003 就学援助奨励事業費 20 扶助費 (要・準要保護生徒援助費) (特別支援教育就学奨励費) △8,504 △8,504 (△8,028) (△476)

(一般会計)

(款) 10 教育費
(項) 4 幼稚園費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	
10		教育費	4,637,306	△140,194	4,497,112	44,508	△48,000	△120,572	△16,130
	4	幼稚園費	272,867	△10,998	261,869	347			△11,345
		1 幼稚園費	272,867	△10,998	261,869	347		国庫支出金	△11,345

節		説明		
区分	金額			
7	賃金	△7,441	002 幼稚園管理事業費 7 賃金 (臨時職員賃金)	△8,941 △7,441 (△7,441)
11	需用費	△1,082	15 工事請負費 (施設改修工事)	△1,500
15	工事請負費	△1,500	003 幼稚園運営事業費	△2,057
19	負担金補助及び交付金	△975	11 需用費 (食糧費)	△1,082 (△1,082)
			19 負担金補助及び交付金 (私立幼稚園就園奨励費補助金)	△975 (△975)

(一般会計)

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	
10		教育費	4,637,306	△140,194	4,497,112	44,508	△48,000	△120,572	△16,130
	5	社会教育費	1,002,028	△43,638	958,390	79	△22,800	△32,824	11,907
		1 社会教育総務費	206,930	△1,353	205,577				△1,353
		2 公民館費	114,901	△6,055	108,846	874 国庫支出金	△200 市債	△7,277 繰入金	548
		3 図書館費	201,972	88	202,060			△19,028 寄附金 88 繰入金 △19,116	19,116
		4 文化財保護費	420,283	△36,318	383,965	△795 国庫支出金 △685 県支出金 △110	△22,600 市債	△6,519 諸収入	△6,404

節		説明	
区分	金額		
8	報償費	△240	002 社会教育総務事業費 11 需用費 △150 (印刷製本費) (△150)
9	旅費	△260	003 女性学級開設事業費 9 旅費 △100 (費用弁償) (△100)
11	需用費	△746	004 高齢者教室開設事業費 9 旅費 △80 (費用弁償) (△80)
14	使用料及び賃借料	△107	005 青少年事業費 11 需用費 △596 (印刷製本費) (△596)
			14 使用料及び賃借料 △107 (施設借上料) (△107)
			007 家庭教育学級開設事業費 9 旅費 △80 (費用弁償) (△80)
			008 社会教育集会所管理事業費 8 報償費 △240 (講師謝礼) (△240)
12	役務費	△267	001 公民館管理事業費 13 委託料 △5,788 (実施設計委託料) (耐震診断委託料)
13	委託料	△5,788	013 和田コミュニティセンター(仮称)建設事業費 12 役務費 △267 (手数料) (△267)
18	備品購入費	88	002 小幡記念図書館管理事業費 18 備品購入費 88 (図書類) (88)
7	賃金	△11,030	001 文化財保護推進事業費 8 報償費 △152 (講師謝礼) (△152)
8	報償費	△152	9 旅費 △159 (費用弁償) (△159)
9	旅費	△538	002 資料館管理事業費 13 委託料 1,253 (福澤諭吉記念館指定管理委託料)
11	需用費	△579	004 埋蔵文化財発掘調査事業費 7 賃金 △11,030 (埋蔵文化財発掘調査作業員賃金) (△11,030)
12	役務費	△680	11 需用費 △579 (消耗品費) (△54)
13	委託料	669	

(一般会計)

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	

節		説 明	
区 分	金 額		
14 使用料及び賃借料	△2,700	(燃料費)	(△5)
		(印刷製本費)	(△520)
15 工事請負費	△21,308	12 役務費	△680
		(手数料)	(△680)
		13 委託料	△584
		(航空写真撮影委託料)	
		14 使用料及び賃借料	△2,700
		(特殊車借上料)	(△1,800)
		(プレハブ借上料)	(△500)
		(機械器具借上料)	(△400)
		012 長者屋敷官衙遺跡整備事業費	△379
		9 旅費	△379
		(費用弁償)	(△379)
		013 新歴史民俗資料館（仮称）新設事業費（都市再生整備計画事業）	△21,308
		15 工事請負費	△21,308
		(本体工事)	
		(電気設備工事)	
		(機械設備工事)	

(一般会計)

(款) 10 教育費
(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特 定 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他	
10		教育費	4,637,306	△140,194	4,497,112	44,508	△48,000	△120,572	△16,130
	6	保健体育費	827,458	△51,687	775,771	△579		△70,935	19,827
		2 体育施設費	276,540	△45,387	231,153			△43,993 繰入金	△1,394
		3 学校給食運営費	481,157	△6,300	474,857	△579 国庫支出金		△26,942 繰入金	21,221

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	1,196	002 永添運動公園管理事業費	35
		1 報酬	35
		(永添運動公園管理員報酬)	(35)
11 需用費	△200	003 体育センター管理事業費	216
		1 報酬	216
		(中津体育センター管理員報酬)	(216)
		004 その他体育施設管理事業費	264
		1 報酬	264
		(テニスコート管理員報酬)	(254)
		(三光総合運動公園管理員報酬)	(10)
		005 弓道場管理事業費	14
		1 報酬	14
		(弓道場・アーチェリー場管理員報酬)	(14)
		006 中津東体育館管理事業費	199
		1 報酬	199
		(中津東体育館・是則ジョギング広場管理員報酬)	(199)
		007 ふれあいスポーツセンター管理事業費	278
		1 報酬	278
		(ふれあいスポーツセンター管理員報酬)	(278)
		008 中津市総合体育館管理事業費	△46,579
		1 報酬	4
		(中津市総合体育館管理員報酬)	(4)
		11 需用費	△200
		(消耗品費)	(△200)
		15 工事請負費	△46,383
		(施設改修工事)	△46,383
		017 大貞総合運動公園野球場管理事業費	186
		1 報酬	186
		(大貞総合運動公園野球場管理員報酬)	(186)
7 賃金	△900	002 学校給食運営事業費	△900
		7 賃金	△900
		(臨時職員賃金)	(△900)
20 扶助費	△5,400	003 児童生徒援助事業費	△4,300
		20 扶助費	△4,300
		(準要保護児童給食費補助金)	(△2,500)
		(準要保護生徒給食費補助金)	(△1,800)
		005 就学奨励事業費	△1,100
		20 扶助費	△1,100
		(特別支援教育給食費補助金)	(△1,100)

(一般会計)

平成29年度当初予算について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成29年2月17日提出

中津市教育委員会

教育委員長 島田 由起

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
	千円	千円	千円	(%)
1 議会費	289,276	289,981	△705	0.7
2 総務費	3,991,635	3,962,955	28,680	9.6
3 民生費	15,174,057	16,477,614	△1,303,557	36.3
4 衛生費	3,070,502	2,866,865	203,637	7.4
5 労働費	29,889	29,195	694	0.1
6 農林水産業費	2,313,263	2,132,996	180,267	5.5
7 商工費	798,982	533,744	265,238	1.9
8 土木費	5,530,218	4,503,350	1,026,868	13.3
9 消防費	1,137,154	1,210,322	△73,168	2.7
10 教育費	3,890,657	3,931,664	△41,007	9.3
11 災害復旧費	4	13	△9	0.0
12 公債費	5,435,030	5,606,068	△171,038	13.0
13 諸支出金	2	2	0	0.0
14 予備費	100,000	100,000	0	0.2
歳出合計	41,760,669	41,644,769	115,900	100.0

本年度予算額の財源内訳			
特定	財源		一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	214	289,062
194,041	107,500	453,891	3,236,203
7,514,070	116,200	586,780	6,957,007
173,973	122,000	256,175	2,518,354
0	0	4,910	24,979
575,299	206,500	86,368	1,445,096
28,687	45,800	225,586	498,909
1,295,355	1,539,000	218,283	2,477,580
15,003	78,300	93,800	950,051
300,310	507,000	321,197	2,762,150
1	0	0	3
0	0	71,482	5,363,548
0	0	0	2
0	0	0	100,000
10,096,739	2,722,300	2,318,686	26,622,944

平成29年度当初予算における教育予算及び主要事業

(単位:千円)

課名	予算額			平成29年度主要事業名とその概要
	29年当初	28年当初	比較	
教育総務課	928, 222	1, 434, 955	△ 506, 733	1. 教育委員会事業 ・ 委員報酬、教育委員会運営に係る経費 2. 事務局事業 ・ 臨時職員賃金、社会保険料 旅費、全国市有物件災害共済会火災保険料 3. 小・中学校及び幼稚園管理事業 ・ 各学校の学校支援員、学校用務員の報酬 4. 学校整備事業 ・ 小中学校、幼稚園施設営繕、施設改修工事費 深水小体育館屋根改修、小楠小学校防球ネット設置ほか 5. 学校建設事業 ・ 鶴居小長寿命化改良事業（実施設計） ・ 豊陽中大規模改造事業（実施設計） ・ 豊田幼稚園改築事業（外構工事） ・ 北部幼稚園改築事業（本体工事、管理備品ほか） ・ 鶴居幼長寿命化改良事業（実施設計）
学校教育課	784, 789	723, 686	61, 103	1. 「生きる力」「共に生きる力」を育む学校教育の推進 ・ 授業改善推進事業費 ・ 学びに向かう中津っ子支援事業(学びの教室) (英検塾、児童福祉施設、長期休業日、ステップアップ講座、 ジュニアグローバルリーダー研修委託業務、APUとの交流活動) ・ 英語指導助手招致事業 ・ 学習指導方法実践研究事業費（文科省指定） ・ 適応指導教室 ・ 学校指導専門員の配置 ・ 教育補助員の配置(増員) ・ 学習補助員の配置(増員) ・ 学校図書館司書の配置（増員） ・ 任期付教員の配置（中学校） ・ スクールソーシャルワーカーの配置(増員) ・ 学校問題支援アドバイザー、教職員心理アドバイザーの配置 ・ 教育指導事業 (就学支援委員会・就学支援活動・特別支援事業) ・ 児童・生徒就学援助費事業（援助項目追加） (要保護・準要保護・特別支援教育就学奨励金) ・ 学力テスト委託事業（基礎・基本の定着度調査） ・ いじめ防止対策事業（連絡協議会、専門委員会） ・ 日本語指導員配置事業（増員） ・ 奨学金事業 ・ コンピュータ整備事業 ・ 中学校文化連盟（市補助金事業） 2. 特色と活力のある学校(園)づくりの推進 ・ 小1プロブレム対策推進事業 ・ 中津子ども園預かり保育事業 ・ 私立幼稚園就園奨励補助金（国庫補助金事業） ・ 第66回教育文化祭（市補助金事業） ・ 各学校に学校評議員を1～7名置き外部評価等を実施 ・ 特色ある学校づくり事業（市補助事業） ・ 読書コンクールの実施による地域読書活動の推進 ・ 卓育指導 3. 一人ひとりを尊重する人権教育の充実 ・ 人権教育研究協議会（市補助金事業） 4. 学校における保険事業の充実 ・ 児童生徒への保健給付事業 ・ 児童生徒への保健給付事業

平成29年度当初予算における教育予算及び主要事業

(単位:千円)

課名	予算額			平成29年度主要事業名とその概要
	29年当初	28年当初	比較	
社会教育課	1,048,569	482,103	566,466	1. 平成30年 成人式 2. 福沢諭吉記念(弁論大会・書写展・かるた大会) 3. 学校・家庭・地域の連携協力推進事業 (学校支援・放課後支援・家庭教育支援・中学生土曜学習) 4. 青少年活動 ①ネイチャーキャンプ 8月 ②たんけん中津 10月 ③なかつ学びんびっく(子ども中津検定)10月 ④親子ふれあい活動 7~8月 ⑤キッズサイエンス 8月 5. 公民館管理業務(公民館管理、公民館(豊田)トイレバリアフリー化、本耶馬溪公民館冷暖房機器) 6. 和田コミュニティーセンター(仮称)建設事業(用地買収、設計、造成工事) 7. 中津文化会館管理業務 8. 生涯学習センター「まなびん館」管理業務 9. 文化財保護推進事業(医家資料館整理、アーカイブス講座開催、羅漢寺五百羅漢調査、法垣遺跡縄文まつり開催) 10. 資料館管理事業(歴史民俗資料館、医科史料館、耶馬溪風物館、福澤記念館の管理 福沢記念館トイレ・建具改修) 11. 文化財保護事業(市内遺跡発掘調査、遺跡確認試掘調査、定留・諸田遺跡発掘調査、鍋島地区発掘調査、定留地区発掘調査、公共工事に伴う発掘調査、民間開発に伴う発掘調査、発掘調査報告書刊行、福澤旧居屋根改修) 12. 長者屋敷官衙遺跡整備事業(用地買収、電柱移転補償、外構工事) 13. 名勝耶馬溪整備活用事業(史跡(平田城)整備工事) 14. 中津市歴史博物館(仮称)建設事業(建設工事、展示委託)
小幡記念 図書館	168,516	204,771	△ 36,255	1. 図書館管理事業 ・図書館屋上(手摺部分)タイル修繕事業 ・図書館玄関ホール床修繕事業 2. 赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業 3. 図書館管理運営事業
体育・給食課	739,050	833,797	△ 94,747	1. 体育総務事業費 ・中津市体育協会補助金 (東京オリンピック等事前キャンプ地誘致事業費) ・中津市中学校体育連盟補助金 2. 体育施設総務事業費 ・体育施設非構造部材点検委託業務 3. 永添運動公園管理事業費 ・作業用機械(スポーツトラクター)購入 4. 体育センター整備事業費 ・中津体育センタートイレ改修工事 5. その他体育施設管理事業費 ・耶馬溪水上スポーツ施設用水上スキー専用艇購入 ・コロナ運動公園給水施設実施設計委託業務 ・コロナ運動公園給水施設設置工事 ・クライミングウォール設計委託業務 6. 学校給食運営事業費 ・第一共同調理場調理配送業務委託業務 7. 学校給食整備事業費 ・空調機更新工事 ・真空冷却機購入 ・スチームコンベクション購入 ・消毒保管機購入

平成29年度当初予算における教育予算及び主要事業

(単位:千円)

課名	予算額			平成29年度主要事業名とその概要
	29年当初	28年当初	比較	
本耶馬溪管内 (支所総務課)	76,545	79,948	△ 3,403	1. スクールバス運行委託業務 (上津小、樋田小) 2. 遠距離通学児童・生徒通学費補助事業 3. 学校施設の維持管理業務 4. 本耶馬溪公民館、地区公民館の維持管理業務 及び講座の開催 5. 青少年事業 (通学合宿) 6. 体育施設の維持管理業務 7. 中津市体育協会本耶馬溪支部事業
耶馬溪管内 (支所総務課)	104,420	123,697	△ 19,277	1. 遠距離通学児童・生徒通学費補助事業 2. スクールバス運行业務 (城井小学校) 3. 学校施設の維持管理業務 4. 耶馬溪公民館、5地区公民館の維持管理運營業務及び講座の開催 5. 青少年事業 (ジュニア・ボランティア・リーダーの育成) 6. 耶馬溪水上市スポーツ施設の運営と各種大会の開催 ・日韓中親善水上スキー・ウェイクボード選手権大会(昨年中止分スライド開催) 7. 体育施設の維持管理業務 8. 中津市体育協会耶馬溪支部事業
山国管内 (支所総務課)	40,546	48,707	△ 8,161	1. スクールバス運行业務 (三郷小) 2. 公民館等各種学級の開催, 自治館活動支援 3. 青少年事業 (健全育成・すくすくプロジェクト・ほうかご子ども教室・通学合宿) 4. 文化財保護推進事業 5. 学校施設維持管理 6. 中津市体育協会山国支部事業
教委合計	3,890,657	3,931,664	△ 41,007	
市歳出合計	41,760,669	41,644,769	115,900	
教委予算割合	9.3%	9.4%		

中津市立学校管理規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成29年2月17日提出

中津市教育委員会

教育委員長 島田 由起

中津市立学校管理規則の一部を改正する規則の概要

1. 提案理由

- ①台風やインフルエンザ等による休校に伴う授業時間数の確保
 - ②学習指導要領の改訂(H32 年度小学校英語 3・4 年生 0⇒35 時間/5・6 年生 35⇒70 時間)に伴う授業時間数の確保
 - ③学びのススメ塾の充実(受講者の拡大、基礎基本の定着、学び直しの徹底)
- を図るため、学校環境(空調設備)の整備に伴い、第2学期の始業日を1週間早め、夏季休業日の短縮を行うもの

2. 内容

- 第1学期の終業日及び夏季休業日の終了日を「8月31日」から「8月24日」に、第2学期の始業日を「9月1日」から「8月25日」に改めるもの

3. 施行期日等

- 施行期日 平成29年4月1日から施行

- 他市の状況

【夏季休業日の短縮】

日田市(8/25)、豊後大野市(8/29)、由布市(8/30)
大分市(平成29年度8/25で検討)

【土曜日授業】

宇佐市(年8回)臼杵市(年4回)、竹田市(年8回)

中津市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市立学校規則の一部を改正する規則

中津市立学校管理規則（昭和 33 年中教規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「8 月 31 日」を「8 月 24 日」に、「9 月 1 日」を「8 月 25 日」に改める。

第 3 条第 1 項第 4 号中「8 月 31 日」を「8 月 24 日」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

○中津市立学校管理規則

改正後	改正前
<p>(学期)</p> <p>第2条 学校の学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月24日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>8月25日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から<u>8月24日</u>まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月27日から3月31日まで</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め、教育委員会 の届け出た日</p> <p>2・3 略</p>	<p>(学期)</p> <p>第2条 学校の学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>9月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月27日から3月31日まで</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め、教育委 員会の届け出た日</p> <p>2・3 略</p>

中津市児童生徒就学援助規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成29年2月17日提出

中津市教育委員会

教育委員長 島田 由起

中津市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の概要

1. 提案理由

- これまで5月中旬に支給していた新入学学用品費の支給を前倒しし、3月に入学準備金として支給するため、支給手続き等の規則の一部改正を行うもの

2. 内容

- 対象者に入学予定者を追加し、対象の「児童生徒」を「児童生徒等」に改めるもの(第1・2条関係)
- 援助の種類に「入学準備金」を追加するもの(第3条関係)
- 就学援助の申請、支給の決定及び通知、支給並びに申請内容の変更の届出について、入学予定者の保護者の手続きを追加するもの(第5～8条関係)
- 入学準備金の支給を受けた保護者についての認定取消しの要件を追加するもの(第9条関係)

3. 施行期日等

- 施行期日 公布の日から施行し、平成29年2月1日から適用
- 題名の改正による規則等の改正
 - ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(別表第1及び別表第2)
 - ・中津市排水設備設置促進補助金交付要綱(第5条第3項第3号)
- 他市の状況
 - ・日田市 平成28年度入学生より実施(小・中)
 - ・豊後高田市、宇佐市、由布市 平成29年度入学生より実施(小・中)
 - ・大分市 平成30年度入学生より実施(中のみ)

(参考)

入学準備金の支給について

1. 提案理由

- ・これまで5月中旬に支給していた新入学学用品費の支給を前倒しし、3月に入学準備金として支給するもの。

2. 支給額

- ・小学校新1年生 20,470円
 - ・中学校新1年生 23,550円
- ※新入学学用品費と同額

3. 周知方法

- ・小学校新1年生については、平成29年1月下旬に対象全世帯の保護者へ郵送し、中学校新1年生（現小学校6年生）については、小学校を通じチラシによる周知を図る。

4. 申請方法

- ・学校教育課又は各支所総務課へ持参又は郵送（郵送については学校教育課宛）による申請とする。

5. 決定・支給

- ・入学準備金の支給決定については、中津市児童生徒就学援助規則の改正及び予算議案可決以降に行う。支給方法については、学校教育課から直接保護者の口座へ振り込む。【3月下旬を予定】※平成29年度（平成30年度入学予定者）以降の入学準備金については、周知・申請時期を早め3月上旬に支給予定。

中津市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則

中津市児童生徒就学援助規則（平成20年中教規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中津市児童生徒等就学援助規則

第1条中「児童及び生徒（法第17条第1項に規定する学齢児童及び法第17条第2項に規定する学齢生徒をいう。以下「児童生徒」という。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下「保護者」という。）」を「児童生徒等の保護者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 児童生徒 次に掲げる者をいう。

ア 学齢児童（法第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。）

イ 学齢生徒（法第18条に規定する学齢生徒をいう。以下同じ。）

（2） 入学予定者 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち、小学校に就学させるべき者をいう。

（3） 児童生徒等 児童生徒及び入学予定者をいう。

（4） 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。

第2条第1項中「児童生徒」を「児童生徒等」に改め、同項第1号中「要保護者。」を「要保護者」に改め、同号ただし書を削る。

第3条第8号中「医療費」の次に「(学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条各号に掲げる疾病の治療のための医療に要する費用に限る。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(12) 入学準備金

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 前条第1項第1号に規定する要保護者のうち、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている保護者 前項第1号から第6号まで及び同項第9号から第12号までの規定
- (2) 学齢児童の保護者(次号に掲げる保護者を除く。) 前項第9号及び第10号の規定
- (3) 前年度に入学準備金の支給を受けた学齢児童の保護者 前項第4号、第9号及び第10号の規定
- (4) 学齢生徒の保護者 前項第12号の規定
- (5) 入学予定者の保護者 前項第1号から第11号までの規定

第5条第1項中「児童生徒の保護者」を「児童生徒等の保護者」に、「児童生徒就学援助費にかかる調書」を「児童生徒等就学援助費に係る調書」に改め、「添えて、」の次に「第3条第1項第1号から第11号までに掲げる就学援助にあつては」を、「經由して」の次に「、又は同項第12号に掲げる就学援助にあつては直接、」を加える。

第6条の見出し中「決定」を「認定」に改め、同条第1項中「校長」の次に「又は入学予定者の保護者」を加え、同条第3項中「第3条第1号」を「第3条第1項第1号」に改める。

第7条第1項中「児童生徒の在籍」を「児童生徒が在籍」に、「第3条第1号」を「第3条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第3条第6号」を「第3条第1項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第3条第1項第12号に掲げる種類の就学援助費については、保護者に直接支給するものとする。

第8条中「児童生徒」を「児童生徒等」に、「児童生徒の在籍」を「児童生徒の保護者にあつては当該児童生徒が在籍する」に改め、「經由して」の次に「、又は入学予定

者の保護者に直接」を加える。

第9条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 入学準備金の支給を受けた保護者が、当該年度において中津市に住所を有しなくなったとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の中津市児童生徒等就学援助規則の規定は、平成29年2月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の中津市児童生徒就学援助規則の規定により就学援助費の支給の認定を受けている児童生徒の保護者は、この規則による改正後の中津市児童生徒等就学援助規則により支給の認定を受けたものとみなす。

新旧対照表

○中津市児童生徒就学援助規則

改正後	改正前
<p><u>中津市児童生徒等就学援助規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)<u>第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒等</u></p> <hr/> <p>の保護者</p> <hr/> <p>に対して、必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>児童生徒</u> 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア <u>学齢児童</u>(法第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。)</p> <p>イ <u>学齢生徒</u>(法第18条に規定する学齢生徒をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) <u>入学予定者</u> 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者のうち、小学校に就学させるべき者をいう。</p> <p>(3) <u>児童生徒等</u> 児童生徒及び入学予定者をいう。</p> <p>(4) <u>保護者</u> 法第16条に規定する保護者をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この規則により、中津市教育委員会(以下「委員会」という。)が就学援助をする者は、中津市に住所を有する<u>児童生徒等</u>の保護者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者</u></p> <hr/>	<p><u>中津市児童生徒就学援助規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)<u>第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な児童及び生徒(法第17条第1項に規定する学齢児童及び法第17条第2項に規定する学齢生徒をいう。以下「児童生徒」という。)の保護者(法第16条に規定する保護者をいう。以下「保護者」という。)</u>に対して、必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この規則により、中津市教育委員会(以下「委員会」という。)が就学援助をする者は、中津市に住所を有する児童生徒__の保護者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者。ただし、その児童生徒の保護者について、同法第13条に規定する教育扶助を受けている者については、次条各号(第7号及び第8号を除く。)</u>に掲げる就学援助を受けることができない。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると委員会が認める者</p>	<p>(2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると委員会が認める者</p>
<p>2 略 (援助の種類)</p>	<p>2 略 (援助の種類)</p>
<p>第3条 就学援助の種類は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第3条 就学援助の種類は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>(1) 学校給食費 (2) 学用品費 (3) 通学用品費 (4) 新入学児童生徒学用品費 (5) 校外活動費 (6) 通学費 (7) 修学旅行費 (8) 医療費（<u>学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条各号に掲げる疾病の治療のための医療に要する費用に限る。</u>） (9) クラブ活動費 (10) 生徒会費 (11) PTA会費 (12) <u>入学準備金</u></p>	<p>(1) 学校給食費 (2) 学用品費 (3) 通学用品費 (4) 新入学児童生徒学用品費 (5) 校外活動費 (6) 通学費 (7) 修学旅行費 (8) 医療費 (9) クラブ活動費 (10) 生徒会費 (11) PTA会費</p>
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める規定は、適用しない。</u></p>	
<p>(1) <u>前条第1項第1号に規定する要保護者のうち、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている保護者 前項第1号から第6号まで及び同項第9号から第12号までの規定</u></p>	
<p>(2) <u>学齢児童の保護者（次号に掲げる保護者を除く。） 前項第9号及び第10号の規定</u></p>	
<p>(3) <u>前年度に入学準備金の支給を受けた学齢児童の保護者 前項第4号、第9号及び第10号の規定</u></p>	
<p>(4) <u>学齢生徒の保護者 前項第12号の規定</u></p>	
<p>(5) <u>入学予定者の保護者 前項第1号から第11号までの規定</u></p>	

改正後	改正前
<p>(申請)</p> <p>第5条 就学援助を受けようとする<u>児童生徒等の保護者</u>は、<u>児童生徒等就学援助費に係る調書</u>に必要書類を添えて、<u>第3条第1項第1号から第11号までに掲げる就学援助にあつては当該児童生徒が在籍する学校の校長を経由して、又は同項第12号に掲げる就学援助にあつては直接、委員会に提出しなければならない。</u>ただし、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者については、この限りでない。</p>	<p>(申請)</p> <p>第5条 就学援助を受けようとする<u>児童生徒</u>の保護者は、<u>児童生徒就学援助費にかかる調書</u>に必要書類を添えて、<u>_____</u>当該児童生徒が在籍する学校の校長を経由して<u>_____</u>委員会に提出しなければならない。ただし、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者については、この限りでない。</p>
<p>2 略</p> <p>(支給の<u>認定</u>及び通知)</p> <p>第6条 委員会は、前条の規定による書類の提出があつたときは、第2条第1項各号に規定する基準に基づき支給の可否を決定し、その結果を児童生徒が在籍する学校の校長<u>又は保護者</u>に通知するものとする。</p> <p>2 校長は、前項の結果を児童生徒の保護者に通知するものとする。</p> <p>3 就学援助費支給の認定を受けた児童生徒の保護者は、<u>第3条第1項第1号から第5号まで、第7号及び第9号から第11号までに掲げる種類の就学援助費の請求、受領及び返納について、校長に委任することができる。</u></p> <p>(就学援助費の支給)</p>	<p>2 略</p> <p>(支給の<u>決定</u>及び通知)</p> <p>第6条 委員会は、前条の規定による書類の提出があつたときは、第2条第1項各号に規定する基準に基づき支給の可否を決定し、その結果を校長<u>_____</u>に通知するものとする。</p> <p>2 校長は、前項の結果を児童生徒の保護者に通知するものとする。</p> <p>3 就学援助費支給の認定を受けた児童生徒の保護者は、<u>第3条_____第1号から第5号まで、第7号及び第9号から第11号までに掲げる種類の就学援助費の請求、受領及び返納について、校長に委任することができる。</u></p> <p>(就学援助費の支給)</p>
<p>第7条 前条第3項に規定する就学援助費については、<u>児童生徒が在籍する学校の校長を経由して支給する。</u>ただし、<u>第3条第1項第1号及び第7号に掲げる種類の就学援助費については、必要に応じて委員会が児童生徒が在籍する学校の校長に支給し、当該校長から関係機関等に直接支払うものとする。</u></p>	<p>第7条 前条第3項に規定する就学援助費については、<u>児童生徒の在籍する学校の校長を経由して支給する。</u>ただし、<u>第3条_____第1号及び第7号に掲げる種類の就学援助費については、必要に応じて委員会が児童生徒の在籍する学校の校長に支給し、当該校長から関係機関等に直接支払うものとする。</u></p>
<p>2 <u>第3条第1項第12号に掲げる種類の就学援助費については、保護者に直接支給するものとする。</u></p> <p>3 <u>第3条第1項第6号及び第8号に掲げる種類の就学援助費については、関係機関等の請求により、当該関係機関等に支払うものとする。</u></p> <p>(申請内容の変更の届出)</p>	<p>2 <u>第3条_____第6号及び第8号に掲げる種類の就学援助費については、関係機関等の請求により、当該関係機関等に支払うものとする。</u></p> <p>(申請内容の変更の届出)</p>
<p>第8条 就学援助費支給の認定を受けた<u>児童生徒等</u>の保護者は、第5条の規</p>	<p>第8条 就学援助費支給の認定を受けた<u>児童生徒</u>の保護者は、第5条の規</p>

中津市教育振興基本計画の一部改訂について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成29年2月17日提出

中津市教育委員会

教育委員長 島田 由起

中津市教育振興基本計画の一部改訂について

1. 提案理由

第五次中津市総合計画の策定に伴い中津市教育振興基本計画の一部変更が必要となることから総合計画との整合性を図るため計画の一部改訂を行うもの

2. 改訂内容

- 第五次中津市総合計画の策定に伴い総合計画との整合性を図った構成に改訂。
- 引用データ等現状に即した内容及び数値等に改訂。

※中津市教育振興基本計画（案） … 別冊

中津市指定文化財の指定の諮問について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成29年2月17日提出

中津市教育委員会

教育委員長 島田 由起

樋山路楽・二瀬楽の中津市指定無形民俗文化財への諮問について

中津市文化財保護条例第4条3項の規定により、中津市文化財調査委員へ諮問します。

記

1. 名称及び指定区分

樋山路楽・二瀬楽（ひやまじがく・ふたせがく） 無形民俗文化財

2. 所在の場所及び開催日時

伊勢山大神社（中津市耶馬溪町大字大島） 毎年9月21日

二瀬天満宮（中津市耶馬溪町大字樋山路） 毎年9月22日

3. 所有者の氏名又は名称及び住所実施者および関係者の氏名・住所・職業(集団行事・習俗は代表者氏名・住所)

樋山路共有

4. 使用する器具の名称・員数・形状・使用方法の概要

巻物 1名 捧持者：法被・巻物（各1具）

1名 奏上者：袴・白足袋・草履（各1具）

団扇 4名 鉢巻・浴衣・草鞋（各1具）

河童 4名 毛頭・上衣・タツツケ・ジャガジャガ（ビンザサラ）（各1具）

大太鼓 1名 太鼓：鉢巻・浴衣・襷・草鞋（各1具）

1名 担ぎ手：浴衣・草鞋・太鼓（各1具）

チャンボシ 1名 鉢巻・浴衣・襷・草鞋・チャンボシ（各1具）

笛 2名 袴・下駄・笛（各1具）

小太鼓 2名 袴・下駄・小太鼓（各1具）

小鉦 2名 袴・下駄・小鉦（各1具）

幟・桶など（随意） 法被

5. 行事の概要

樋山路楽・二瀬楽は伊勢山大神社ならびに二瀬天満宮の秋祭りで奉納される民俗芸能である。そうじて「カップ祭り」と称されている。伊勢山大神社で行われるものを樋山路楽、二瀬天満宮で奉納されるものを二瀬楽と称している。毎年9月21日に樋山路楽、22日に二瀬楽が行われる。現在は樋山路共有とよばれる、樋山路地区の共有林を管理する団体が維持しており、入会山林の株保有者を中心とする祭礼である。巻物読みは共有の書記が務めるなど、単純な地縁的な互恵関係を有する集団が維持する芸能ではないという点が特徴的である。

祭礼は、楽の行列が境内入口を出発し、道楽を奏しながら神社までを練り歩く。境内の楽庭に参入したのち、「樋山路楽縁起」「音楽由来」と称する巻物を奏上する。（樋山路楽・二瀬楽では由来の巻物が異なる。）これが終わると、中央に4人の河童、その周囲に4人の団扇役を配置する。カップが「ジャガジャガ」（ビンザサラ）を使って囃し、その周囲を団扇役が大団扇を用いてカップを扇ぐような所作を見せながら舞う。団扇の動きにあわせて太鼓が奇声を発しながら囃し、鉦・笛・チャンボシも囃しながら団扇の周囲を回る。短い小休止を入れて三度同様の動作を繰り返したのち、境内入口へ戻る。

順番は以下の通り、

幟→巻物→笛→大太鼓→チャンボシ→小太鼓→鉦→団扇→河童→団扇

6. 沿革または民俗史との関係

樋山路楽については、大島地区へ伊勢神宮を分祀した際、貞享3年（1686）より樋山路地区の住人が奉納するようになったと伝えている。記録を有することからも、江戸中期までは遡る祭礼であると考えられる。二瀬楽も安永9年（1780）の音楽由来を写した巻物を所持しており、この時期にはじまった可能性が高いといえる。

こうした行事は中津市耶馬溪町・山国町、玖珠町などに広がり、総じて「カップ祭り」と称されている。いずれも、源平合戦に敗れた平家の人々がカップに身を替え、牛馬に災いをなすため、この祭礼を行うことで、その災いをよけようとする目的で行うという旨の口上（筑後楽由来・音楽縁起などと称する）をおこなった上で一連の奉納が始まる。類似祭礼として、中津市山国町の白地楽（市指定）、中津市耶馬溪町の宮園楽（市指定）、玖珠町の古後大浦楽（県指定）があり、共通して中心にカップ役の子ども4名を配し、周囲に4名の団扇を置き、扇ぐような所作を見せる。ただし、白地楽は巻物取りの奴歩き、宮園楽は毛槍の行列、大浦楽は玖珠・日田地域に特徴的にみられる棒術などを合わせて奉納するのに対し、本祭礼

については、団扇と河童という類似祭礼中最も単純な取り合わせとなっている。往古には弓矢の行列を取り入れていたという伝承もあるが、県の民俗文化財悉皆調査の際の記録には登場しない点からもその詳細は不明である。また、源平の武者に扮した行列が楽の跡に続いたという伝承が県報告書中には見える。

7. その他参考事項

樋山路共有と称する共有林の維持団体が保存継承している祭礼である。カッパの役のみ地域住民の小学生以下の住民から選出されることとなっている。

後継者については過疎化に伴い減少しているものの、この祭礼の時には都市部に住む株保有者も帰省して役を担っており、定まった人数での奉納が継続できている。

写真



樋山路楽の様子



二瀬楽の音楽由来 奏上

所在場所地図



平成29年2月8日

中津市教育委員会
教育長 廣畑 功 殿

住 所
氏 名

榎山路共有会長



指 定 同 意 書

私の所有（占有）する下記の文化財を中津市指定無形民俗文化財に指定することに同意します。

記

1 名称及び員数
榎山路楽・二瀬楽

2 所在地
榎山路楽 中津市耶馬溪町大字大島
二瀬楽 中津市耶馬溪町大字榎山路

中津市教育委員会教育長学校表彰について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

平成29年2月17日提出

中津市教育委員会

教育委員長 島田 由起

中津市教育委員会教育長学校表彰者

番号	団体または所属	代表者または個人	区分	事由
1	東中津中学校		中学生個人	表彰規程第3条第1項(3)イに該当 皇后盃第35回全国都道府県対抗女子駅伝競争大会(H29.1.15)の県代表選手として選出された。
2	東中津中学校		中学生個人	表彰規程第3条第1項(3)イに該当 皇后盃第35回全国都道府県対抗女子駅伝競争大会(H29.1.15)の県代表選手として選出された。
3	豊陽中学校		中学生個人	表彰規程第3条第1項(3)イに該当 天皇盃第22回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会(H29.1.22)の県代表選手として選出された。
4	中津市山岳競技会	会長	一般団体	表彰規程第3条第4項に該当 平成16年から平成27年まで中津市内の小中学校で実施された久住登山等に山岳ガイドとして、児童・生徒の安全のために尽力
5	—		一般個人	表彰規程第3条第4項に該当 16年間にわたり、中津市小中学校の卒業証書作成に携わった。
6	—		一般個人	表彰規程第3条第4項に該当 長年にわたり、放課後子ども教室や通学合宿、本耶馬溪の歴史学習活動などにおいて中心的な役割を担い、本耶馬溪地区の子どもたちの学習支援、健全育成に尽力した。

（目的）

第 1 条 この規程は、中津市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、他の模範となるような成績又は行為のあった児童、生徒（幼児を含む。）又は学校活動等において貢献のあったものを表彰し、もって健全育成に役立てるととともに、学校教育の一層の充実向上に資することを目的とする。

（対象、対象者及び対象期間）

第 2 条 （略）

2 表彰の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 中津市立学校に在学する児童、生徒又はそれらを構成員とする団体
- (2) 中津市立幼稚園の幼児又はそれらを構成員とする団体
- (3) その他教育長が適当と認めたもの

3 表彰の対象期間は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

（表彰基準）

第 3 条 表彰は、個人又は団体の行為等が次の各号のいずれかに該当するときに行う。

- (1) 人命救助やこれに類する行為であつて、次のいずれにも該当するもの。
 - ア 当該行為を行わなかった場合、明らかに重大な事故につながるおそれがあったこと。
 - イ 当該行為は、自らの安全を確保した上での発達段階に即した適切なものであること。
- (2) 地域貢献、社会貢献等に対する活動等の行為を、5 年以上実践したとき。
- (3) クラブ活動、部活動等の対外活動又はコンクール等（公的機関又はこれに準ずるものの主催又は後援に限る。）において次に掲げる著しい成果を挙げたとき。
 - ア 大分県レベル以上のコンクール、競技会で、優勝又はこれに準ずる成果を挙げたもの
 - イ 大分県の代表として全国大会又は九州大会に出場したもの
 - ウ ア又はイと同等か若しくはそれ以上の価値があると認められるもの
- (4) 児童、生徒の模範となる調査、研究、発明又は発見（以下「調査等」という。）をしたとき。この場合において、当該調査等は、校長が認めるものでなければならない。
- (5) その他表彰に価する行為を行ったとき。

（略）

4 本条の規定にかかわらず、教育長が適当と認めたものに対し、表彰することができる。

（表彰状等の授与）

第 4 条 前条第 1 項各号に該当する表彰は、表彰状を授与する。

2 前条第 4 項に該当する表彰は、感謝状を授与する。

（略）

（審査会の設置及び所掌事項）

第 7 条 委員会に学校表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、表彰候補者について、表彰すべきものの適否を審査してその結果を教育長に報告するものとする。

（略）

（受賞者の決定等）

第 9 条 教育長は、第 7 条第 2 項の報告に基づき、受賞者を決定し、その結果を教育委員会に報告する。

3月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(水)	:	市議会議案質疑(2日まで)			
2日(木)	:				
3日(金)	:	中学校卒業式	各中学校	学校教育課	
4日(土)	:				
5日(日)	8:30	耶馬溪フットサル交流大会	耶馬溪海洋センター	体協耶馬溪支部	
	10:00	平成28年度まなびんフェスタ	生涯学習センター	社会教育課	
6日(月)	:	市議会文教経済委員会			
7日(火)	:				
8日(水)	:				
9日(木)	:				
10日(金)	:				
11日(土)	10:00	平成28年度中津市生涯学習大学祭・閉講式	中津文化会館	社会教育課	
12日(日)	:				
13日(月)	:				
14日(火)	:	市議会一般質問(17日まで)			
15日(水)	:				
16日(木)	13:30	平成28年度第7回中津市「協育」フォーラム	大幡コミュニティーセンター	社会教育課	
17日(金)	:				
18日(土)	:				
19日(日)	:				
20日(月)	:				
21日(火)	9:45	耶馬溪高年大学卒業式	耶馬溪公民館	耶馬溪支所総務課	
22日(水)	:	小学校卒業式	各小学校 (山移小除く)	学校教育課	
23日(木)	:	幼稚園卒園式	各幼稚園	学校教育課	
24日(金)	:	市議会最終日			
	:	修了式	各小中学校	学校教育課	
25日(土)	:				
26日(日)	:				
27日 月	:				
28日 火	:				
29日 水	:				
30日 木	:				
31日 金	15:00	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他

2月 教育委員会 報告

日・曜	時間	催し物	場所	備考
1日(水)	:			
2日(木)	:	中津三田会総会		慶應大学との連携推進確認
3日(金)	:	福澤諭吉先生117回忌法要 (~9:50)	明蓮寺	福澤諭吉関連 行事 →今後慶應大学と の連携を推進する 方針 大学とも協議中
	:	福澤諭吉先生117回忌法要 記念講演会(~12:00)	リル・ドリーム	
	:	福澤諭吉記念中津近郊小中学校書写 展(~5日)	小幡記念図書館	
4日(土)	10:00	県内一周駅伝中津市選手団結団式	中津市役所	
	13:30	福澤諭吉記念第8回かるた大会	錬心館	
5日(日)	8:30	第3回耶馬溪軽スポーツ大会	耶馬溪海洋センター	
	10:00	第31回中津市スポーツ少年団駅伝交 流大会	ダイハツ九州スポー ツパーク大貞	
	11:00	福島神楽(~23:00)	加茂神社	
	12:30	万年願・北原人形芝居	原田神社	三保小人形クラブが熟演
6日(月)	:			
7日(火)	:	校長ヒアリング		今年度策定の総合計画において 学力向上の目標を全国学力調査の全国平均・ 県平均以上を目指すことを明記していること 学校の状況について確認→H29年度に期待
8日(水)	:	校長ヒアリング		
9日(木)	:	校長ヒアリング		
10日(金)	:			
11日(土)	13:30	平成28年度市民講座	中津文化会館	潮田玲子
12日(日)	:			
13日(月)	:			
14日(火)	:			
15日(水)	:			
16日(木)	14:00	耶馬溪管内子育て講座	耶馬溪公民館	
17日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育振興基本計画確認
18日(土)	:			
19日(日)	13:30	「赤ちゃんと絵本事業」研修講演会	小幡記念図書館	
20日(月)	:	第59回県内一周駅伝競走大会(~24日)	県内一周	
21日(火)	:			
22日(水)	:	市議会開会		
23日(木)	:	幼児教育専門部会		幼児教育推進について協議
24日(金)		アクティブラーニング実践協議会		国の指定研究
24日(金)	19:00	県内一周駅伝中津市選手団解団式	教育福祉センター	
25日(土)	:	文化財庭園保存技術者協議会大分研修		平田家住宅庭園
26日(日)	:	〃		〃
27日 月	:			
28日 火	:			